

別府市空き家 LABO 参画事業者募集要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、空き家や空き店舗(以下「空き家等」という。)の管理及び活用に関する知見やノウハウを有する事業者及び団体並びに個人(以下「事業者等」という。)を空き家 LABO の参画事業者として登録し、市と連携して空き家所有者等に対して包括的な支援を行う体制を構築することにより、官民連携による空き家等の管理及び活用を通じた地域の活性化やまちの魅力向上を推進することを目的とし、その募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(参画事業者の役割)

第 2 条 参画事業者は、空き家 LABO の趣旨を踏まえ、可能な範囲において自己の事業として次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 空き家等の管理及び活用に関する所有者等からの相談に対する助言等の協力
- (2) 市、その他の参画事業者との情報共有及び連携
- (3) その他空き家 LABO の目的達成に資する取組

(募集対象)

第 3 条 参画事業者の募集対象は、次のいずれかに該当する事業者等とする。

- (1) 建築、設計、施工、リノベーション等に関する事業者
- (2) 不動産の仲介、管理、活用等に関する事業者
- (3) 金融、創業支援、経営支援等を行う事業者
- (4) まちづくり団体、エリアマネジメント団体、NPO 法人
- (5) 別府市民
- (6) その他市長が空き家 LABO の趣旨に照らして適当と認める者

(参画要件)

第 4 条 参画事業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本要領の趣旨に賛同し、協力する意欲があること。

(2) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体等でないこと。

(3) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと。

（登録）

第5条 空き家 LABO への参画を希望する事業者等は、参画事業者登録（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請について登録の可否を審査し、登録可否決定通知書（様式第2号）を交付するとともに、登録を認めたときは、市ウェブサイト等への掲載により公開することができるものとする。

（登録内容の変更）

第6条 参画事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに参画事業者登録（変更）申請書（様式第1号）を提出するものとする。

（登録の取消し）

第7条 市長は、参画事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。この場合において、参画事業者に生じた損害について市長はその責めを負わない。

(1) 参画事業者が登録の取消しを申し出たとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 本要領の趣旨に反する行為があったとき。

(4) その他市長が参画事業者として不適合と認めるとき。

（秘密保持義務）

第8条 参画事業者は、空き家 LABO の活動を通じて知り得た個人情報及び秘密情報について、当該活動の目的以外に利用し又は第三者に漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、参画事業者の登録を取り消された後又は空き家 LABO が終了した後においても同様とする。

(個人情報保護)

第 9 条 参画事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令を遵守し、個人情報の適正な取得、利用及び管理に努めなければならない。

(免責)

第 10 条 市は、空き家 LABO を通じて提供される情報又は助言に関して、これらに起因して生じた相談者と参画事業者間又は第三者間の契約、損害、紛争その他一切の事象について、市に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。

(費用負担)

第 11 条 参画事業者が有償の支援等を提供する場合は、事前にその内容及び費用について相談者に明確に提示し、その合意を得るものとする。

2 市は、参画事業者と相談者との間における金銭の授受について、一切関与しない。

(委任)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。